

審査基準整理票

処分名	地域特別賃貸住宅等の入居者の名義変更の承認		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	(条項) 第17条の2第1項	
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	(条項) 第17条の2第3項	
所管部署	都市計画部 住宅課 管理係		
標準処理期間	20 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の2第3項の各号に該当することを基準とする。</p> <p>市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、次の各号のいずれにも該当するときは、名義の変更を承認するものとする。</p> <p>(1) 名義を変更しようとする者が3親等以内の親族であること。</p> <p>(2) 入居者が条例第36条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当していないこと。</p> <p>但し、同項第2号に該当する場合であっても、名義を変更しようとする者が名義を変更することにより同号の事由を解消できると認められるときは、この限りではない。</p>			